

## 公示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和 7 年 6 月 6 日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部障害福祉課長 田中 芳和

### 1 業務内容

#### (1) 委託業務名

令和 7 年度佐賀県福祉・介護職員等処遇改善加算取得促進事業業務委託

#### (2) 委託業務の仕様等

別添説明書のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年（2026 年）3 月 13 日（金）まで

#### (4) 履行場所

佐賀県内

### 2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 緊急の打ち合わせ等が必要なときに、迅速に対応できる体制を整えていること。
- (2) 事業の目的達成のため必要な企画・立案・運営に関して、ノウハウや専門的知識・能力を有していること。
- (3) 県内もしくは九州内に本店又は支店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 公募開始の日の 6 ヶ月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと

- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約にかかる入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、および次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 手続きに関する事項

- (1) 担当課：佐賀県健康福祉部 障害福祉課 指導担当

住 所：〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59

電 話：0952-25-7401 ファックス：0952-25-7302

メールアドレス：shougai Fukushima@pref.saga.lg.jp

- (2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年6月6日(金)から同年6月27日(金)まで佐賀県ホームページに掲載する。

### 4 説明会

実施しない

### 5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加をする者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けていること。

- (1) 提出期限 令和7年6月13日(金)17時まで(必着)

- (2) 参加資格の確認結果は6月19日(木)までに通知する。

※郵送の場合は、配達事故防止のため、配達記録が残る方法とすること。

## 6 企画提案書の提出

関係資料を添付のうえ、上記3の担当課に持参又は郵送すること。

(1) 提案書の内容は別紙説明書のとおりとする。

(2) 提出期限 令和7年6月27日(金)17時まで(必着)

※ 郵送の場合は、配達事故防止のため、配達記録が残る方法とすること。

## 7 プレゼンテーション(審査会)の開催

(1) 日時 令和7年6月30日(月)10時から12時まで

※個別の時間については、参加者に別途連絡する。

※参加申し込み状況等によってはプレゼンテーションを行わず、書面審査になることがある。その場合は参加者に別途連絡する。

(2) 場所 旧自治会館 1号会議室

※場所の詳細については、参加者に別途連絡する。

## 8 評価基準

(1) 評価基準は別紙のとおりとする。

(2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

(3) 最低基準点以上の点数を得たものの中から、評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査項目の「企画提案能力」の評価点が高い者を最優秀提案者とする。

(4) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

(5) 審査結果については、すべての提案者に通知する。なお、審査経緯については、公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は、受け付けない。

## 9 結果の通知

令和7年7月4日(金)までにすべての参加者に対し通知する。

## 10 その他

(1) 契約に関する事項

ア 契約保証金

① 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

② 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

③ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種活動規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

#### イ 業務契約内容及び実施条件

本業務の契約内容については、協議の過程で提案の一部の変更を求めることがある。また、感染症の拡大等の状況により、委託業務内容の一部を変更したり、中止したりする場合がある。

#### (2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

#### (3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 当該プロポーザル手続について不正行為を行った場合

ウ 提案の内容が契約上限額を超えている場合

エ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

オ 1人で2以上の提案をした場合

カ 代理人でその資格のない場合

キ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

ク 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ケ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

#### (4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルの手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

#### (5) 参加者に求められる義務

ア 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 提出された書類は返却しない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

ウ 本件プロポーザルに係る企画提案書等の作成及び提出に要する経費、参加す

るための交通費等は、全て参加者の負担とする。

エ 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

オ 本件プロポーザル参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに上記 3（1）の担当課まで連絡するとともに、書面（様式第 4 号）にて辞退の届出を行うこと。

（6）その他

別紙説明書による。